

「お助けシステム便利くん」の特徴

「お助けシステム便利くん」は、クレジット会社を介せず、販売店自らが行う自社クレジット管理システムです。

1. 各種法令に対応した契約書面をご提供します。

割賦販売法では、販売店に対して自社クレジット契約時に契約内容の表示と法定事項を記載した契約書面(控)のお客様への交付が義務付けられています。販売店では一般的に売掛台帳の管理のみで、契約書面の取得、契約書面(控)交付までは、行っていないのが現状です。また後日のトラブル防止のために自社クレジット契約約款には、割賦販売法、特定商取引法、個人情報保護法、動産債権譲渡特例法等の落とし込みが必要ですが、販売店単独ではそのような法令の落とし込みは難しい状況にあります。

2. 自社クレジットの契約管理、毎月の代金請求、収納、入金管理までの一連の処理を簡単な操作で行えます。

販売店では膨大な件数に上る可能性もある自社クレジット契約および残高のシステム管理、効率的な収納方法の確保、毎月の入金管理等が必要になってきます。それらを全て一から構築するのは大変なコストと時間が必要となってきます。

3. 自社クレジットのお支払明細書、お支払いのご案内等の必要書面が自動作成できる機能を備えています。

販売店から自社クレジット契約を締結したお客様に向けて各種のご案内の発送が必要となってきますが、これについても事務作業が発生します。

4. 自社クレジット債権を資金調達のために譲渡担保登記する時の登記データを作成できる機能を備えています。

譲渡担保登記申請時には、登記項目、文字数、字体、指定コード等について法務省の規定に基づいた形式で記録させた磁気ディスクを作成して手続を行わなければなりません。それらの作業もシステム化して行わないと非常に煩雑となります。

5. 自社クレジット債権を一定条件満たすことで譲渡することができます。

上記4と同様、債権譲渡する際にも債権譲渡登記データを作成できます。

一般債権ファクタリングサービスを導入することで債権を譲渡することができます。

債権ファクタリング便利くんは、その利便性の良さが認められ2022年3月に特許庁からビジネスモデル特許を取得いたしました。

本件に対するお問合せ先：山陰信販株式会社 営業推進部

TEL：0859-35-1702